

## 院内感染防止対策の取り組みについて

当院は「外来感染対策向上加算」を算定しており、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

○所長を院内感染管理者と定め、感染防止対策部門を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

○感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。事前にお電話でのご連絡をお願いします。

○年 2 回以上の学習会を実施し、感染防止に関する知識の向上を図っています。

○標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策指針、院内感染対策マニュアルを作成し、全職員がそれに沿って感染対策の向上に努めます。

○抗菌薬については、厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。

○感染対策に関して地域の医療機関や医師会と連携し、院内感染対策の向上に努めています。

### ※みなさまへのお願い

感染防止対策上、当院をご利用のみなさまにはマスクの着用と手洗い、手指消毒のご協力をお願いいたします。

令和 6 年 7 月 1 日 伊予診療所